

オフセット・クレジット（J-VER）に係る仲介業務契約約款

（目的）

第1条 この契約約款は、財団法人大阪府みどり公社（以下、「公社」という。）が行う大阪府内で事業活動を行う事業者が省エネルギー対策を推進することにより実現された自主的な温室効果ガス排出削減・吸収量に対して発行されるオフセット・クレジット（以下、「J-VER」という。）を取引するための仲介業務に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この契約約款において、J-VERの創出及び取引について仲介を依頼する事業者を「申請事業者」、J-VERの購入について仲介を依頼する事業者を「購入事業者」、申請事業者のプロジェクトに参加している事業者を「参加者」と表示するものとする。

（仲介業務の内容）

第3条 公社が行う仲介業務は、次の各号に掲げるものとする。なお、申請書等の書類の作成は申請事業者が行うものとする。

- (1) 申請事業者が行うプロジェクトの計画と申請書の作成に係る支援
- (2) 申請事業者が行うJ-VER登録等に係る事務手続の支援
- (3) 申請事業者が行うモニタリング報告書の作成と提出、検証手続事務の相談と支援
- (4) 申請事業者及び購入事業者が行う口座開設登録等に係る事務手続の支援
- (5) 申請事業者及び購入事業者に係るJ-VER取引相手の紹介と売買契約に係る支援
- (6) その他仲介業務遂行に必要と認める情報収集・調査や普及啓発

（申請事業者の依頼）

第4条 申請事業者が公社に仲介の依頼をするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した様式1を公社に提出するものとする。

- (1) 申請法人の主たる業務
 - (2) プロジェクト名
 - (3) プロジェクトの期間
 - (4) プロジェクト実施場所
 - (5) 担当者の所属、役職、氏名、住所又は所在地、電話番号、FAX番号及びメールアドレス
 - (6) プロジェクトの概要
 - (7) 他の認証制度への申請状況
 - (8) 申請するプロジェクトの参加者の事業者名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス、住所又は所在地
 - (9) その他参考となる資料
- 2 仲介業務申請書に不備があるときは、公社は申請事業者に対し、その補正を求めることができる。

(申請事業者の仲介業務依頼の却下)

第5条 申請事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、公社は、仲介業務の申請を却下することができる。

- (1) オフセット・クレジット認証運営委員会が示す「ポジティブリスト」に掲載されるプロジェクト種類に合致しない場合。
- (2) 既に他の認証制度で採択されている場合。
- (3) 第4条第2項による補正に応じない場合。
- (4) 公社が仲介業務遂行に必要と認めた資料やデータを提出しないとき。
- (5) その他、申請事業者が暴力団関係者である場合等、公社が仲介業務を行うことが困難と認めるとき。

(参加者の追加)

第6条 申請事業者は、プロジェクトの実施に当たり参加者を追加する場合には、速やかに書面で公社に通知するものとする。

(資料等の提出義務)

第7条 公社は、仲介業務を行う過程において必要に応じて、申請事業者に対し、モニタリング調査のほか、仲介を行うために必要な事項について報告及び資料の提出を請求することができる。

(申請事業者に対する仲介業務の解除)

第8条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請事業者に対する仲介業務を解除することができる。

- (1) 仲介業務申請書の内容に偽りがあったとき。
 - (2) 第7条による報告及び資料の提出をしない場合。
 - (3) 第16条による報告を行わなかったとき。
 - (4) その他、申請事業者が暴力団関係者であることが判明したとき又はこの契約約款に違反したとき等、公社が仲介業務を行うことが困難と認めるとき。
- 2 前項の規定により、公社が仲介業務の解除を行うときは、申請事業者に解除理由を示した書面を通知しなければならない。

(申請事業者による仲介業務の解除)

第9条 申請事業者は、プロジェクト実施に伴う温室効果ガス排出削減量又は吸収量が、当初想定した成果と比較して著しく減少し、経済効果が見込めないときなど、公社に解除理由を書面で通知することにより仲介業務を解除することができる。

(購入事業者の仲介業務の依頼)

第10条 購入事業者が公社に仲介の依頼をするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した様式2を公社に提出するものとする。

- (1) 申請法人の主たる業務
- (2) 担当者の所属、役職、氏名、住所又は所在地、電話番号、FAX番号及びメールアドレス

- (3) J - V E Rの活用予定
- (4) 購入希望時期
- (5) 購入希望量
- (6) その他参考となる資料

2 仲介申請書に不備があるときは、公社は購入事業者に対し、その補正を求めることができる。

(購入事業者の仲介業務依頼の却下)

第 11 条 購入事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、公社は、仲介業務の依頼を受けないことができる。

- (1) 第 10 条第 2 項による補正に応じない場合。
- (2) その他、購入事業者が暴力団関係者である場合等、公社が仲介業務を行うことが困難と認めるとき。

(購入事業者に対する仲介業務の解除)

第 12 条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、購入事業者に係る仲介業務を解除することができる。

- (1) 仲介申請書の内容に偽りがあったとき。
- (2) 第 16 条による報告を行わなかったとき。
- (3) その他、購入事業者が暴力団関係者であることが判明したとき又はこの契約約款に違反したとき等、公社が仲介業務を行うことが困難と認めるとき。

2 前項の規定により、公社が仲介業務の解除を行うときは、購入事業者に解除理由を示した書面を通知しなければならない。

(購入事業者による仲介業務の解除)

第 13 条 購入事業者は解除理由を書面で通知することにより仲介業務を解除することができる。

(売買契約の締結)

第 14 条 申請事業者及び購入事業者は公社の仲介業務により、J - V E Rの取引に関して合意が成立したときは、J - V E R取引量、売買代金及び支払期日等を明記した売買契約書 2 通を作成し、各 1 通を保存する。

- 2 公社は、申請事業者及び購入事業者が行う J - V E Rの取引に関する売買代金等について意見を述べるることができる。
- 3 申請事業者は、第 1 項の規定による売買契約書の写を公社に提出しなければならない。

(仲介業務手数料)

第 15 条 購入事業者は前条の売買契約書が締結されたとき仲介業務手数料を公社に支払う義務を負い、申請事業者は前条の売買契約書に基づき売買代金を受領したとき仲介業務手数料を公社に支払う義務を負う。

- (1) 申請事業者は、売買代金を受領したとき公社に通知しなければならない。
- (2) 公社は納付期限をつけて仲介業務手数料を請求する。

- (3) 仲介業務手数料は、申請事業者及び購入事業者それぞれ売買代金の5パーセントとする。
- 2 公社は物価変動や市場環境の変化等必要に応じて第1項の仲介業務手数料について改正することができる。仲介業務手数料を改正した場合には、公社は申請事業者及び購入事業者に対して変更の額と理由を速やかに通知しなければならない。
- 3 申請事業者及び購入事業者が仲介手数料を期限内に納付しなかった場合には、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年5パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて公社に納付しなければならない。

(妨害又は不当要求に対する報告等)

第16条 申請事業者、購入事業者及び参加者は、仲介業務に関して暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合(関連する事業者から間接的に不当な要求を受ける場合を含む。)は、警察に届出するとともに様式3により公社に報告しなければならない。

(約款の変更等)

第17条 公社は、予告なく本約款を改訂することができ、また、約款を改訂した場合には公社は申請事業者及び購入事業者に対して変更の理由を速やかに通知しなければならない。

(J-V E R制度の変更、中止又は終了)

- 第18条 J-V E R制度は、環境省の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、公社のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。
- 2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても公社は一切責任を負わない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約約款に定めのない事項又は仲介業務に関して疑義が生じたときは、申請事業者、購入事業者及び公社が誠意をもって協議するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

- 第20条 本約款に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これにしたがって解釈されるものとする。
- 2 本約款に基づく訴訟の管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

附則

この仲介業務契約約款は、平成22年1月15日から施行する。